

◆紹介状なしの初診・再診に関する事項について

他の医療機関からの紹介によらず、当院に直接来院された方については、初診料とは別に 7,700 円（歯科 5,500 円）をいただきます。また、当院から他院へ紹介した方が紹介状を持参されず再診された場合には 3,300 円（歯科 2,090 円）をいただきます。ただし、緊急その他やむを得ない事情により他の医療機関からの紹介によらず来院された場合は、この限りではありません。

◆入院期間が 180 日を超えて入院される方の入院基本料等の特定療養費について

2006 年 5 月 1 日以降に入院された方で、入院期間が 180 日を超える場合には、下記金額をご負担していただくことになりますので、ご了承ください。（入院期間には、他の医療機関での入院も通算して計算されます。）

なお、2006 年 5 月 1 日以前より入院されている場合は、入院期間に 2006 年 5 月 1 日以前分や他の医療機関での入院期間も通算して計算いたします。

保険外併用療養費 1 日あたり負担額 2,430 円

◆特別メニューの食事に関する事項について

当院におきましては、あらかじめ定められた日にあらかじめ提示したメニューのから、患者さんの自己負担により特別メニューの食事を選択できます。なお、メニューおよび料金につきましては病棟掲示板にてお知らせしております。

また、当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については、午後 6 時以降）、適温で提供しております。また、一病床あたり 0.5 m²以上の食堂を有しています。

◆多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術（選定療養）について

当院は厚生労働大臣が承認した多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術（選定療養）の届出医療機関です。本制度は患者さんの自己の選択に係るものとして、白内障に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給について、眼鏡装用率の軽減に係る費用に相当する療養部分についてその費用を徴収することができることとした制度です。眼鏡装用率の軽減に係る費用に相当する療養部分についての費用は患者さんの自己負担となりますが、水晶体再建に係る部分（通常の治療と共通する部分）は保険診療の対象となります。眼鏡装用率の軽減に係る費用は下記のとおりです。

128,870 円 ※これとは別に保険診療費がかかります

◆保険外負担に関する事項

種類	料金（税込）	種類	料金（税込）
診断書・証明書（院内様式）	1,650円	児童扶養手当障害認定診断書	110円
診断書・証明書（外部）[簡単なもの]	1,100円	厚生年金診断書	2,200円
診断書・証明書（外部）[院内様式と同程度]	1,650円	通院証明書（生命保険以外）	1,650円
証明書・証明書（外部）[複雑なもの]	3,300円	おむつ使用証明書	1,100円
出産（死産）証明書	1,650円	恩給診断書	3,850円
死亡診断書（戸籍法）	2,200円	病歴書	2,200円
死亡診断書（原本証明）	1,650円	戦傷病者現症証明書（保険請求）	102円
死体検案書（戸籍法）	3,300円	生命保険診断書症状調査書（含む意見書）	5,500円
診断書（自動車損害賠償責任保険用）	5,500円	原爆医療特別手当診断書	1,650円
診療明細書（自動車損害賠償責任保険用）	3,300円	原爆管理手当用診断書	1,650円
後遺障害診断書（自動車損害賠償責任保険用）	5,500円	障害年金受給者現況届	2,200円
健康診断書[簡単なもの]	1,100円	領収証明書[再発行の場合]	1,100円/枚
健康診断書[複雑なもの]	1,650円	死亡時処置材料費	7,700円
生命保険関係診断書・通院証明書	5,500円	ガーゼ寝巻き	1,310円
交通災害共済診断書（行政管理組合）	1,650円	おしめ（新生児用）	573円/日
身体障害者診断書・意見書	2,200円	保険会社面談料	5,500円
国民年金障害基礎年金診断書	2,200円	セカンドオピニオン代	11,000円

「介護費」「衛生材料費」等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」または「物」等について患者さんから費用を徴収することは認められておりません。また「施設管理費」「雑費」等の曖昧な名目での費用徴収も認められておりません。